

愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しに関連する法令の改正等について

1

省エネ法と温対法に基づく温室効果ガス排出量等の報告

- 事業者における温室効果ガス排出量の報告に関連するものとして、省エネ法に基づく報告と、温対法に基づく報告がある。
- 両者の関係は以下のとおり。

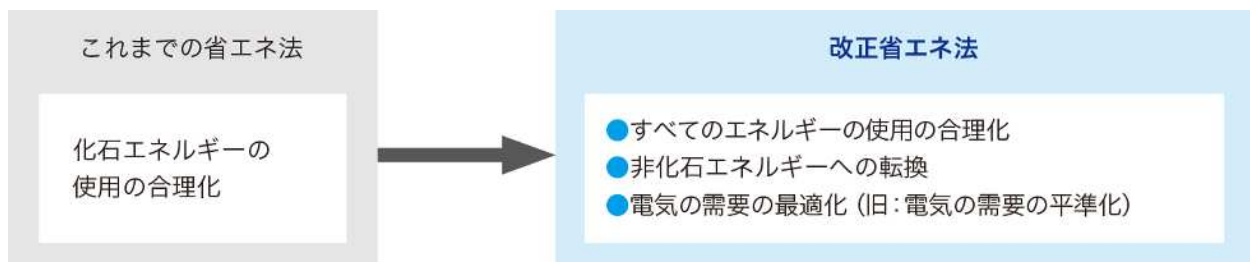
| | 省エネ法 | 温対法(通称「SHK制度」) |
|--------|---|--|
| 対象事業者 | ①事業者全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上 | ①事業者全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上 ②温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO ₂ 換算3,000t以上であって、事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 |
| 主な報告事項 | ・化石エネルギー及び非化石エネルギーの使用量 ※エネルギー以外(非エネルギー、メタン等)は対象外 | ・エネルギー起源CO ₂ 排出量 ・非エネルギー起源CO ₂ 始め6.5ガスの排出量 |
| 主な提出書類 | ・中長期計画書 ・定期報告書 | ・温室効果ガス算定排出量等の報告書 ※エネルギー起源CO ₂ の排出量の報告は、省エネ法の定期報告書の使用も可 |

- ・省エネ法：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・温対法：地球温暖化対策の推進に関する法律

2

省エネ法の改正について

- 2050年カーボンニュートラル目標や2030年の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があった。
- こうしたことから、2022年5月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」が改正され、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下「改正省エネ法」)として2023年4月に施行された。



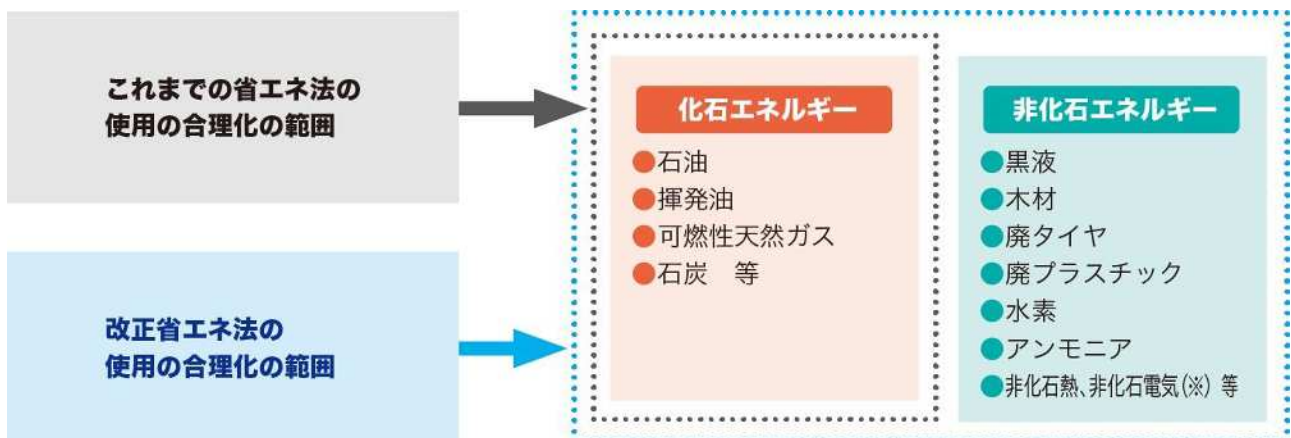
出典: 資源エネルギー庁Webページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html

3

改正省エネ法① エネルギー使用の合理化

- 改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められることになった。
- これに伴い、非化石エネルギーが報告対象に加わった。



※太陽熱、太陽光発電電気など

※非化石エネルギーについても、エネルギーの換算係数(GJ/klやGJ/t等)が設定されるとともに、化石エネルギーの換算係数についても見直しされた。

出典: 資源エネルギー庁Webページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html

4

改正省エネ法② 非化石エネルギーへの転換

- 特定事業者等は、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画の作成及び非化石エネルギーの使用状況等の定期報告を行うことが求められる。



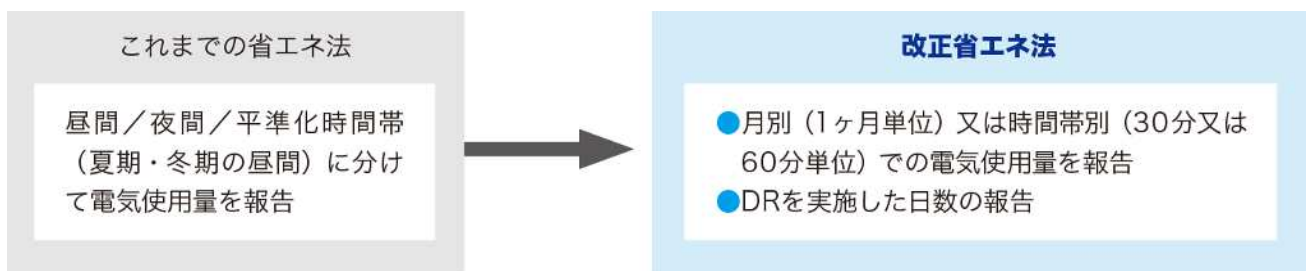
出典：資源エネルギー庁Webページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html

5

改正省エネ法③ 電気の需要の最適化

- 再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR(再エネ余剰時等に電力需要を増加させる)」「下げDR(電力需給ひっ迫時に電力需要を抑制させる)」の実績報告を行うことが求められる。



出典：資源エネルギー庁Webページ



https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html

6

温対法の改正について

- 2021年6月に改正され、2022年4月から施行された温対法では、事業者からの報告について、ESG投資にもつながる企業の排出量のオープンデータ化が進められた。

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。

| | |
|--|--|
|  <p>長期的な方向性を法律に位置付け 脱炭素に向けた取組・投資を促進</p> | <p>地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け</p> <ul style="list-style-type: none">● 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。● 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。 |
|  <p>地方創生につながる再エネ導入を促進</p> | <p>地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。● これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。 |
|  <p>ESG投資にもつながる 企業の排出量情報のオープンデータ化</p> | <p>企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ</p> <ul style="list-style-type: none">● 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。● 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。 |

出典：環境省Webページ

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20210604-topic-03.html

7

温対法に基づく報告事項の見直し①

- 温対法に基づく任意報告様式（様式第2）が改定され、既存の記載欄に加えて、サプライチェーン排出量算定・削減の取組状況や排出削減の目標・計画など、新たに様々な記載欄が設けられた（2023年度報告分から）。

様式第2の報告事項（抄）

- 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報
- 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
 - ①省エネルギーの取組状況 ②再生可能エネルギーの使用状況、③エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）等
- 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報
 - ①サプライチェーン排出量算定・削減の取組 ②企業グループ全体の温室効果ガスの排出量
- 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報
- 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する情報
- 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報
- 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報
 - ①温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報
 - ②温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報
- 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報
 - (1) 気候変動関連の目標に関する情報
 - (2) 気候変動関連の計画に関する情報
 - (3) 気候変動関連の情報開示に関する情報
 - ①TCFD提言への賛同 ②具体的な情報開示の取組状況

8

温対法に基づく報告事項の見直し②

- 2006年のSHK制度導入以降、算定対象活動や排出係数は、ほとんど見直しされていなかった。
- 今般、事業者の排出実態や最新の科学的知見を踏まえ、温対法施行令が改正され、算定対象活動や地球温暖化係数が見直された。(2024年度報告分から)

※現在、環境省が、算定省令※で規定する算定対象活動ごとの詳細な排出係数の見直しを進めている。

※特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

【地球温暖化係数の例】

| 温室効果ガス | | 地球温暖化係数 | |
|--------|--------------|---------|--------|
| | | 現状 | 見直し後 |
| 1 | 二酸化炭素 | 1 | 1 |
| 2 | メタン | 25 | 28 |
| 3 | 一酸化二窒素 | 298 | 265 |
| 4 | ハイドロフルオロカーボン | — | — |
| | トリフルオロメタン | 14,800 | 12,400 |
| | ジフルオロメタン | 675 | 677 |
| | ... | — | — |
| 5 | パーフルオロカーボン | — | — |
| | パーフルオロメタン | 7,390 | 6,630 |
| | パーフルオロエタン | 12,200 | 11,100 |
| | ... | — | — |
| 6 | 六ふっ化硫黄 | 22,800 | 23,500 |
| 7 | 三ふっ化窒素 | 17,200 | 16,100 |

※ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンの具体的な物質名については抜粋 9

温対法に基づく報告事項の見直し③

- 廃棄物については、“燃料としての廃棄物の利用”と“廃棄物由来の燃料(RPF、RDF等)の使用”が、改正省エネ法においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の対象とされた。
- これを受け、それらに伴うCO₂排出量は、SHK制度において「非エネルギー起源CO₂排出量」ではなく「エネルギー起源CO₂排出量」に計上することとなる。
- 一方、廃棄物の焼却(熱回収を行う場合を含む)に伴うCO₂排出量は、引き続き「非エネルギー起源CO₂排出量」に計上。

【廃棄物に係るCO₂排出量の計上先(基礎排出量)と調整後排出量における扱い】

| | CO ₂ 排出量の計上先 | |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 2024年度報告から | 2023年度報告まで |
| ① 廃棄物の単純焼却 | 非エネ起CO ₂ 排出量 | 非エネ起CO ₂ 排出量 |
| ② 熱回収を伴う廃棄物の焼却 ※ 廃棄物処理を主目的とする施設を想定 | 非エネ起CO ₂ 排出量 | |
| ③ 燃料としての廃棄物の利用 ※ 廃棄物処理を主目的としない施設を想定 | エネ起CO ₂ 排出量 | |
| ④ 廃棄物由来の燃料(RPF、RDF等)の使用 | エネ起CO ₂ 排出量 | |

脱炭素経営に向けた取組の広がり

- 脱炭素経営に取り組む日本企業が近年増加している。
- TCFDやSBT、RE100などに取り組む日本企業の数、世界トップクラスとなっている。

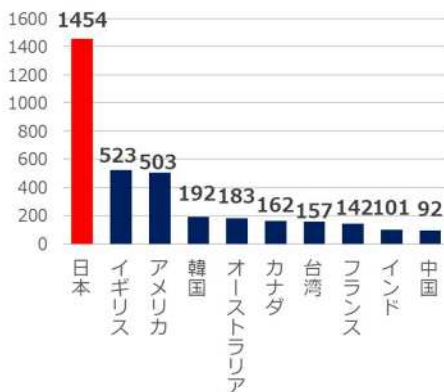
TCFD

Taskforce on Climate related Financial Disclosure

企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み

- 世界で4,831(うち日本で1,454機関)の金融機関、企業、政府等が賛同表明
- **世界第1位 (アジア第1位)**

TCFD賛同企業数
(上位10の国・地域)



SBT

Science Based Targets

企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み

- 認定企業数：世界で3,487社(うち日本企業は601社)
- **世界第1位 (アジア第1位)**

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)



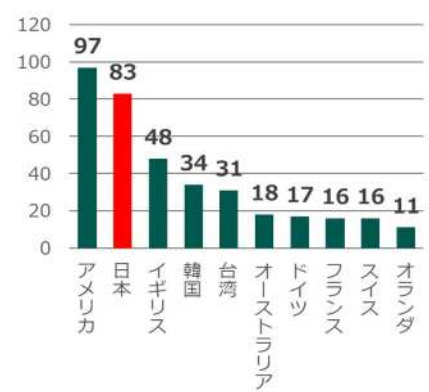
RE100

Renewable Energy 100

企業が事業活動に必要な電力の100%を再エネで賄うことを目指す枠組み

- 参加企業数：世界で419社(うち日本企業は83社)
- **世界第2位 (アジア第1位)**

RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10の国・地域)



出典：環境省Webページ

<https://www.env.go.jp/content/000081871.pdf>

2023年9月30日時点